

## 第3回八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例 評価委員会 議事録

日時 : 令和4年7月12日(火) 18時00分～20時05分

場所 : 八尾市役所 8階第2委員会室

出席者: 清水委員、田中委員、川野委員、武内委員、西田委員、西寺委員、福中委員、藤本委員、村尾委員、森下委員、山本委員、渡邊委員、新迫委員、小林委員

欠席者: 坂本委員

### 1. 開会

#### ●事務局

定刻となりましたので、ただいまより「第3回八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会」を開催させていただきます。

### 2. 議事

#### (1) 提言(案)についての意見交換

##### ○田中委員長

本日が最終の会議となります。第1回及び第2回の会議で集中的に議論していただきました。全16条すべての項目の意見交換を行い、皆様の経験や見識に基づき、様々な視点で議論を深めることができたと思います。それらのご意見を踏まえ、今回、われわれ評価委員会の市長への答申案として取りまとめた提言案が事務局より提示されています。

本日は、まず提言内容について事務局より説明いただき、その後、それぞれの提言内容について意見交換を行いたいと思います。事務局より説明をお願いします。

#### ●事務局

資料1「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」による取り組みに関する提言(案)」について、事務局より説明

##### ○田中委員長

前回と同様、関連のある条項ごとにまとめて議論を行いたいと思います。

各ページの「評価と提言」、29ページ以降の「委員から出された意見」を確認いただき、会議で言い漏らしてしまったことや、提言に付け加えたい考えなど、気になる点がありましたら、ご意見ををお願いします。また、資料4の条例解説と資料5の取り組み状況も適宜見ていただきながら、活発な意見交換、検討ができればと思います。

まず、前文、第1条(目的)、第2条(定義)、第3条(まちづくりの基本原則)、第4条

(まちづくりに参加する権利)までを一括して議論します。提言案の3ページから7ページが該当部分となります。

とりわけ、第1回の評価委員会でも様々のご意見がありました「参加する権利」については、7ページの第4条にまとめられています。

今回の意見交換で何度かご意見があり、今回の提言の大きな基調となる「市民どうしの協働」について、今後広がっていくことを期待するものとして、第3条第2項の条例改正を提言としています。

#### ○藤本委員

ご意見シートにも書きましたが、第1回の会議の自己紹介の際に、条例のことに触れて、条文と第2条について、われわれの共通認識として、「社会的身分には被差別部落住民を含む」という話をしました。そのことも含めてお聞きしたいと思います。

人種や民族についての説明がないため、個々の解釈が異なるのではと思い、知り合いの職員に「社会的身分とは何を指していると思うか」と尋ねたところ、非嫡出子や被差別部落出身者など多様な答えが返ってきました。われわれの共通認識としては、私が思っているようなことでよいと思います。そうであれば分かりやすく解説を入れてはどうかという意見です。これについては、パブリックコメントでも質問が出てくると思います。

#### ○田中委員長

藤本委員のご意見は、資料2「ご意見シート」の一番上にあるご意見です。その文言は前文と第2条に出てくるもので、藤本委員の提案を受けるなら、資料4「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例及び同解説」で用語を丁寧に説明することが、今後に向けて必要だと思います。そのようなことでよろしいでしょうか。

#### ○藤本委員

もちろんそうですが、社会的身分をどう捉えるかが共通認識になっていなければ、ずれが生じます。八尾市のお考えもあると思いますが、この評価委員会の共通認識がどうなのかが明確でなければ、このとらえ方として、私が聞いたときに多様な答えがあったようなことになります。共通の認識を得たいと思います。

#### ○田中委員長

この評価委員会においても、「社会的身分に被差別部落出身の方を含む」という理解でよいでしょうか。私はそう思っています。

#### ○藤本委員

よいと思います。

○田中委員長

この件については、事務局から回答をお願いします。

●事務局

藤本委員のご質問に関して、改めて過去の条例制定の経過も含めて調べました。「社会的身分」は、「人が社会において継続的に占めている地位で、自分の力では容易に脱却できないもの」という一般的な解釈がありますが、ご指摘のとおり、非嫡出子、被差別部落出身者などが社会的身分に該当するという共通認識をもっており、そのような解釈で構わないと思います。

○田中委員長

藤本委員のご意見にあったような定義になると思います。今までの解説には、ただ今のような説明の記載がないため、現場の職員も認識ができていなかったのだと思います。きちんと書き残して、こういうものであるということを確認ができればよいと思います。そのような方向をお願いします。

他にご意見はありませんか。

○清水委員

前文で「性別」を「性」に改正することが記載されていますが、第2条にも「性別」が出てきます。第2条も、前文とあわせて改正するのですか。

●事務局

第2条も、同じく修正します。

○田中委員長

2ページでは、前文は「条文は現行どおり」となっていますが、「条文を一部見直し」とし、5ページの「性別」を「性」にするようお願いします。

最終的に市長に答申を返すうえで気になる点ですが、3ページの前文の1行目で「継承され、」と、読点が重複しているため削除してください。

また、「すべての市民 一人ひとり」と、「民」と「一」の間に半角スペースがあります。「その活動を通じて 蓄積される」も、「通じて」と「蓄積」の間に半角スペースがあります。この辺りの確認をお願いします。

3ページの「評価と提言」の下から3行目の、「共通理解を継承したい用語の見直し」という表現では、事務局の思いが伝わりません。これは、「引き続いて皆で共通認識をもっておきたい用語を見直したい」というニュアンスなので、伝わりやすい言い回しに修正をお願い

いします。

それでは、この部分については、清水委員のご指摘の第2条の「性」への修正、第2条と前文で社会的身分の説明を記載するよう、お願いします。

第3条と第4条については、私からは特に意見はありませんがよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、前文と第1条から第4条までについては、確認したということで次に移りたいと思います。

続いて、第5条(協働の推進)、第6条(情報の共有)、第7条(市民の役割)までを一括して議論します。提言案の8ページから10ページまでが該当内容になります。

とりわけ、市民にとっては市だけが協働のパートナーではなく、市民どうしの協働のまちづくりが広がるよう、若い世代へ向けた情報発信の工夫や、既存の活動方法の見直しなどが提言に含められています。

#### ○清水委員

第5条の「評価と提言」の下線部3行目「市民の自律的な活動を後押ししていく」の「自律」は「自立」とどちらが適切でしょうか。私自身は「自立」ではないかと思いますが、もし、「自律」と表現した意図があれば教えてください。

#### ●事務局

議論して「自律」にしたわけではありません。ご指摘のように、別の意味で「自立」でもよいように思います。

#### ○田中委員長

私は両方の意味をとってもよいと思います。行政にコントロールされるのではなく、セルフマネジメントとして、自分たちで校区のまちづくりを横に広げながらマネジメントしていくという思いを込めるのであれば、「自律」が適当です。「自立」は、交付金だけではなく、まちづくりを展開する中で、自分たちで資源を得る努力をしながら立っていこうという意図が込められます。両方の意図を含めてもよいため、「自律」と「自立」と併記してもよいと思います。

#### ○藤本委員

市民にそのようなことを期待するのはよいのですが、わざわざ表現しなくてもよいのではないのでしょうか。「市民の活動を後押ししていく」だけでもよいと思います。

○田中委員長

「自律的な」がなくても、「市民どうし、民間どうしの協働のまちづくりの活動を後押ししていく方向性も必要となります」と読み解けますが、「自律的な」を加えることで、ダメ押しするような感じですか。確かに、なくても意味は通じます。それでいかがでしょうか。

「自律的な」は削除して、「市民の活動を後押ししていく」とすることとします。

確認ですが、第5条第2項の、「市民と市、市民どうし」の「市民どうし」は元々入っていましたか。

●事務局

はい。

○田中委員長

第5条から第7条までについては、「自律的な」の修正のみとなりますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

続いて、第8条(市の責務)と第9条(説明責任)についてです。提言案の11ページ、12ページが該当内容になります。

市民どうしの協働を進めるにあたっての市の支援として、情報発信の支援や職員の育成について提言がまとめられています。

○清水委員

第8条の「取り組み状況」の「コミュニティ推進スタッフ等」から始まる文章が4行にわたって1つの文章になっており、「効果が表れていますが」、「参加を進めてきました」と逆接でつながっていて、読みにくいです。文章も長いため、「効果が表れていますが」で一旦文章を区切ったほうがよいと思います。

○田中委員長

私も同じように思っていました。清水委員のご提案を受けて、「効果が表れています。」と文章を区切り、「ただ、「八尾市地域ボランティア職員制度」については、」とつなげていけば、読みやすくなると思います。

他にありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、この部分の表現を整理していただきますようお願いします。

続いて、第10条（対話の場）、第10条の2（校区まちづくり協議会）、第10条の3（わがまち推進計画）、第11条（公益活動への支援）について一括して議論します。提言案の13ページから16ページまでが該当内容になります。

とりわけ、第10条の2については、校区まちづくり協議会の理解を深めるため、条文の項目整理を行い、順番を入れ替えることを提言しています。

また、校区まちづくり協議会を中心に、地域の様々な団体に取り組んでおられることを積極的に情報発信するとともに、若い世代等、多様な市民が参加しやすいような活動方法の工夫について提言がまとめられています。

第10条の2の「評価と提言」に、「校区まち協の役割がより明確に伝わるよう、項目の整理統合や順番の入れ替え等の見直しを行うことが考えられます」とありますが、具体的なお考えとして例示があればお聞かせください。この会議では、方向性の共通認識はありましたが、そこまで踏み込んだ提案はなかったと思います。

#### ●事務局

事務局案としては、第10条の2の、第2項を第5項と統合させて、第3項と第4項を繰り上げるよう考えていますが、法務の条文等の考え方や基準があるため、そちらと調整、相談しながら最終的な条文改正案として取りまとめたいと考えています。

#### ○田中委員長

議論の際には、清水委員から主語の関係の話があったように思います。清水委員、再度お話しいただけますか。

#### ○清水委員

第10条の2は、校区まちづくり協議会の役割が大事ということで、まず第1項は「市民は」ですが、第2項で「市は」となり、第3項は「協議会は」、第4項、第5項で「市は」となっており、バラバラな印象があります。第1項の「市民は」はよいのですが、次は「協議会は」とし、その次に「市は」とするのがよいのではという話をしました。第2項と第5項をまとめてすっきりさせることが条文として可能であれば、それでよいと思います。

#### ○田中委員長

前回から少し時間が経っているため、再度皆様と確認したいと思い、清水委員からお話しいただきました。

校区まちづくり協議会は、市民が、これを一つの器として、道具としてまちづくりの展開を図っていくものなので、「市民は」という主語が最初に来るのは妥当です。市は、い

わばサポート的な立ち位置になるため、「市民」が最初であり、次が「協議会」だと思います。

そのため、第10条の2は、第1項はそのまま、第3項が2番目に繰り上がります。第2項、第4項、第5項が「市は」となっていますが、若干冗長な部分もあるため、第2項と第5項を1つにして、第3項と第4項としてまとめるほうが、校区まちづくり協議会の意図が伝わりやすいという提案です。改めて、その方向でよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局は、その方向で修正をよろしくお願いします。

続いて、第12条(市民意見提出制度)、第13条(行政評価)、第14条(審議会等の運営)について一括して議論します。提言案の17ページから19ページまでが該当内容になります。

既に市の制度として定着しているものですが、引き続き多様な市民が参加しやすいよう、工夫することが提言としてまとめられています。ご意見ありますでしょうか。

第12条は、パブリックコメントについてです。「評価と提言」で、多様な市民一人一人のコミュニケーション特性をしっかりと理解してパブリックコメントもやっていただきたいとしています。これはまさに皆様からいただいたご意見を踏まえています。

第13条の行政評価は、特に意見がなかったところです。

第14条は審議会等の運営についてです。関連法令等によって公募委員の枠を設けることが適当ではない審議会もあるため、そのようなところに留意をすることと併せて、多様性を勘案すれば、今後に向けて、手挙げ方式や充て職だけではなく無作為抽出で委員を選ぶことも多様性の確保を勘案すれば検討が必要という話だったと思います。

いずれもこの場での議論がきちんと整理されていると思います。改めてお聞きしますが、この内容でよろしいでしょうか。

## ○藤本委員

パブリックコメントのところでご意見シートに書きました。第12条は、第6条(情報共有)、第9条(説明責任)と関連します。

情報発信は様々な人に配慮して丁寧にしなければならないこと、そのため、やさしい日本語にすること、市は様々な施策について責任をもって説明するということが書かれています。しかし、「そのような人たちが、パブリックコメントにたどり着けるだろうか。」と思います。私自身も何回かパブリックコメントを書いたことがあり、ホームページや最寄りの出張所にそのようなものがありますが、識字や言語など様々な問題があるため、本当に情報に配慮が必要な人に届いているのか疑問です。たとえば、「視覚障がい者は、情報

をどのようにして得られるのだろう。」と思います。

難しい課題ではありますが、配慮すべき人たちがおられることが分かっているのであれば、「配慮すべき人たちの意見をどのようにして聞くか」を考えることが大事です。これについては、少し敷居が高いと感じました。一足飛びにはいかないと思いますが、多様な意見の聞き方があればよいと思い、意見を書きました。

#### ○田中委員長

資料2「ご意見シート」のご意見を具体的にお聞かせいただきました。

確かにかなり応用的な内容です。これは八尾市に限ったことではありませんが、藤本委員が言われたように、パブリックコメントを募集する際にはホームページで掲示がなされたり、八尾市の場合は出張所で提示されます。それらによって十全な配慮がなされているかという、難しいです。

まず、「日本語以外での提示がされているか」です。識字の問題もあります。「ルビが振られているか」、「視覚障がい者に対して点字でパブリックコメントの情報提供がなされているか」などがあります。

100点満点のパブリックコメントは難しいですが、多様な市民のコミュニケーション特性を理解してそのようなことをめざして行っていくことを共通認識として、しっかり打ち出すことが重要だと思います。

ここではかなりあっさりした書き方になっているため、パブリックコメントの現状がどのようなになっていて、「多様な市民のコミュニケーション特性を理解して実施される」とは具体的にどのようなことがイメージされるかなど、現状と展望がイメージできることが書き込めるならやっていただきたいと思います。

そのように整理したいと思いますが、藤本委員のご意見と齟齬はありませんか。

#### ○藤本委員

そのようなことです。災害時にも同じようなことが起こると思います。せつかく、情報が届きにくい人がいることが分かっていて、工夫もしているのに、非常に難しいのですが、もっと可能な方法があるのではと思ったため、意見を提出しました。

#### ○田中委員長

具体的に書きすぎると難しいと思いますが、もう少しイメージができる形で整理ができればと思います。第12条の「コミュニケーション特性を理解して実施される」については、そのようにまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

第12条、第13条、第14条については、第12条を少し膨らませることを最終提案とさせていただきます。

最後に、第15条（青少年・子どもの参加機会の保障）、第16条（条例の見直し）について一括して議論します。提言書の20ページ、21ページが該当内容になります。

とりわけ第15条については、「満20歳未満の青少年及び子ども」という年齢表記を見直す方向で条例改正するよう提言がまとめられています。

第15条については、一部見直しをすることを議論しました。18歳未満にするか、年齢を記載せず青少年及び子どもとするかですが、他の条例等との整合性があるため、横通しで見ながら整理していきたいと思います。いずれにしても変えていきます。

第16条で、私から確認したいことがあります。第3条で、「市民どうし」を入れるため、第16条第1項は、「市は、地域力を活かした市民と市、市民どうしの協働のまちづくりの」と、「市民どうし」を加えることが必要と思いますが、事務局はいかがですか。

#### ●事務局

ご指摘の通りです。第16条第1項も、前半とあわせる形で修正します。

#### ○田中委員長

「市民どうし」を追加することは、今回の基調になっています。2ページの「条文の見直しの方向」では、第16条は、「条文又は逐条解説を見直し」となっているのでよいです。

それでは、第15条、第16条についてはこれでよろしいでしょうか。

（異議なし）

以上で各条文の提言案の最終確認となります。

最後に、今回の条例の評価や提案の検討作業を通して、委員の皆様の感想を伺いたと思います。

先ほど、提言書の構成について事務局の説明がありましたが、提言書には、「まえ書き」と「あと書き」部分を設けたいと考えています。「まえ書き」は、冒頭で「委員長挨拶」として掲載することなので、今回の評価委員会の趣旨や全体的な内容について、委員長名で、私の文章を掲載する予定です。「あと書き」は、提言書の末尾に、「条例評価委員会を終えて」と題して、評価委員一同の感想や、今後の活動に向けた抱負などを、結びの文章として掲載できればと考えております。

そのため、各委員から、今回の委員会の意見交換内容を振り返ってのご感想や、皆様のそれぞれの活動分野の中で、条例で表明される内容を今後のまちづくり活動にどのように活かしていくかなど、八尾のまちづくりにかける想いを、簡単に1～2分程度で結構ですので、お一人お一人に伺いたと思います。これがご意見を述べる最後の場になります。

それでは、川野委員から順番にお願いします。

#### ○川野委員

私は市民と言いますか、事業者の支援団体を代表して参加させていただきまして、非常に勉強になりました。ありがとうございました。

市民目線でこのような条例を作るに当たって、一つのまちづくりの中で、やはり企業や事業者が入ってくるのだなということを感じました。第11条（市民公益活動への支援）については、企業も市民目線で様々なきっかけづくりをしなければならないと思います。事業者自身が市民に寄り添っていくということもあります。市民イコール消費者でもあります。われわれ支援団体としても、そのような目線で見えていただくような活動をしなければならないと感じました。

まちづくりは重要ですが、われわれ事業所を見る中で、市民に対してという目線を感じてこれていなかったところがございます。経営という形で支援していました。まちづくりは市民と協働し合って活動することが大事であり、その中で活発に事業活動ができていくということを、各事業者にお伝えしていきたいと思います。

#### ○田中委員長

事業者のまちづくりに向き合うお考えをお聞かせいただきました。ありがとうございました。

#### ○武内委員

私は地区福祉委員会と校区まちづくり協議会に関わっていますが、この委員会は、初めて前回から参加させていただきました。私は行政経験者ですが、あまりにも美辞麗句にとらわれている印象があります。

実際に私が活動する中で、地区福祉委員会にも人材がなかなか集まらず、校区まちづくり協議会も、市民どうしと言っても、行事をしても特定の人しか集まらないことが多いです。今まで地域活動にかかわってきた実感から、もっと抜本的に、ボランティアなど、小さい子どもの時から教育面を重視していくべきではと感じています。

「市民どうし」という言葉はきれいですが、私は町会活動にも参加していたため隣近所のことにはよく知っていますが、実際は、人と人のつながりはうまくいかないこともあるということを実感しています。そのような中ですが、これからも頑張っていきたいと思います。

#### ○田中委員長

特定の人だけの集まりになっていることを、今回の様々な「取り組み状況」や「評価と提言」の中に盛り込めないかと思います。それに対して現場でどのように展開していくか

が、それぞれの課題になっています。ありがとうございました。

#### ○西田委員

ただ今、武内委員が言われたように、地域が本条例を理解できていないのが現状です。様々な審議会に参加させていただいていますが、条例案を作った後にパブリックコメントで提示はされますが、最終的に出来上がったものが地域では知られていません。条例を作る作業で終わってしまっているように思います。校区まちづくり協議会や自治振興委員会、地区福祉委員会もあるので、出来上がった条例を市民に目を通していただく機会を作るのがよいと思います。パブリックコメントが終わった後に、「条例ができました」、「ホームページに掲載しています」、「出張所に置いてあります」だけで終わってしまっています。難しいとは思いますが、地域の一人一人には届いていないのが現状です。

地域の方は、校区まちづくり協議会のことを知りません。自治振興委員会・町会でさえ知らない住民がおられます。町会加入率も低下していますが、何が原因かを突き詰めていかなければなりません。

自治振興委員会では、先ほどの自律（自立）ではないですが、これから事務局と共に、何かもう一度考え直していく勉強会、研究会をしていきたいと思います。この条例を見て、それに基づいた地域のまちづくりも考えていきたいです。

#### ○田中委員長

自治をどう捉えるかということで勉強会のお話をされましたが、まさにこのような条例の報告書などを活用して、自分たちのまちづくりを考える材料にさせていただきたいと思います。当然のことながら、条例はゴールではないということです。ありがとうございました。

#### ○西寺委員

ここに座らせていただいている私自身も、「条例、条文というのは難しいな」と思うことが多くあります。市民の皆様に、「そういうことか」と分かっていただけのものになれば、様々なことが変わってくると思います。

私は何年前から、「有償ボランティア」ということをずっと口に出しております。先日、八尾のまちの活性化として、市長が、奉仕活動やボランティアをしている方々に報酬として地域通貨を出す、というような話があり、新聞にも掲載されています。地域通貨は、簡単に言うとギフト券のようなもので、八尾市内の店舗や事業者での買い物に使えるもので、八尾市の事業者も活性化し、とてもよいことだと思います。

難しいことは分かりませんが、私が今まで思ってきたことに一歩近づいたのではないかと、大変喜んでおります。ありがとうございます。

### ○田中委員長

この会議では西寺委員から有償ボランティアの話がありました。無償では担い手の維持が厳しい中、地域通貨を活用することで有償ボランティアの道が開けるのではないかと思います。ありがとうございました。

### ○福中委員

私は校区まちづくり協議会の会長を務めています。この委員会には初めて参加しました。

校区まちづくり協議会は平成 25 年に立ち上げてから、約 8 年になります。最初は、「校区まちづくり協議会とは何だろう」といろいろなことを考えました。大正北小学校区の市民の皆様の安心安全に資することや、緑を多くすること、また災害のないまちづくりをめざして災害に関するマニュアルも作っています。そのような形で、この 8 年間、様々な行事やイベント、広報を行ってきました。

当初、校区まちづくり協議会の委員は 24 人でしたが、現在は、50 数人が参加しています。この 8 年間で、青年団、育成会などの若い世代に入っただき、私としては嬉しく思っています。

これからも、大正北小学校区まちづくり協議会は、この条例に基づいて活動していきたいと思えます。

### ○田中委員長

校区まちづくり協議会を動かしてきた 8 年間ですが、大正北小学校区は、当初は 24 人の取り組みでしたが今は 50 人規模になっています。青年団を中心に若い世代に入っただき、着実に成果を上げておられます。

このように、条例を活かしながら各校区で活動を展開していくことが理想です。ありがとうございました。

### ○藤本委員

3 回にわたって、いろいろとご指導いただき、ありがとうございました。皆様にも感謝申し上げます。私は八尾市人権協会からの派遣委員なので、人権という視点で見ていこうと思っていました。少し厳しい意見を申し上げたこともあり、申し訳なく思っています。

この会議自体、地域の活動と乖離した議論があったように思います。様々な人が、いろいろな場所で様々な苦勞をしながら、地域のまちづくりをされているため、今後このような機会があるなら、コロナ禍ということもありますが、フィールドワークをして実態を見ながら議論できればよいと思います。

私は 65 歳になっていろいろな役職を辞めた途端に、過日、「地区福祉委員会の委員長をしてほしい」と言われました。これからもいろいろとやっていきたいと思っています。私

が住んでいるところは約 2,000 世帯ですが、公営住宅が 1,300 世帯で、非常に厳しい状態で自治を運営しなければなりません。約 10 ポイント高齢化率が高く、小学校に至っては 10 人のクラスが 2 クラスとなっているなど子どもの数も減っており、保護者の層とつながるのも難しい状況ですが、「地区福祉委員会で頑張っていこう」と決意を新たにしています。

今後とも皆様方のお引き立てをいただきながらやっていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

#### ○田中委員長

人権の視点で様々なご意見をいただいたことは、われわれとしても学びが多かったです。今回は、実態を踏まえた議論が難しい部分もありましたが、これは審議会のデザインによるものだと思います。市長への提言では、多様な意見を反映できる委員構成や委員会の進め方などを、今回、第 14 条（審議会等の運営）の中に盛り込めたとします。次回はどのようなメンバーになるか分かりませんが、5 年後に開催する際には、その辺りを留意していただきたいと思えます。ありがとうございました。

#### ○村尾委員

八尾市青少年育成連絡協議会の村尾です。3 回出席させていただきました。今まで、簡単に「権利」という言葉を使っていましたが、今回参加して権利についていろいろと考えさせられました。今まで簡単に片付けてしまっていたので、深く考えさせていただきました。今回、人種や民族についても、深く考えすぎて「どうなんだろう」という感じはあったのですが、そこは様々な考えがあるのでよいと思えました。

様々な団体の方のご意見を聞く中で、それぞれに違う立場から考えをもっておられると思えました。私も、第 2 回の会議で「子どもの意見の集約をお願いします」と言いましたように、これからは、頭を切り換えて柔軟にして、若い人の意見や青少年の意見を踏まえて活動しなければならない時代になると、こども会活動の中でつくづく思っています。

皆様も様々な団体におられますが、今後は頭を切り換えて活動していかなければ、八尾市が成り立たなくなっていくと思えます。偉そうな発言で恐縮ですが、本当によろしくお願ひします。

#### ○田中委員長

私も同じ意見です。言葉の定義一つを巡っても様々な考えがあり、学びが多かったです。何よりも、「八尾が持続可能であるためには、やり方を変えなければならないところがいよいよ出てきた」ということに気付かされました。どこまで頭を切り換えられるかが、突き付けられた課題だと思えます。ありがとうございました。

## ○森下委員

私は八尾市民生委員児童委員協議会として参加しています。各種団体の話をお聞きしましたが、民生委員も日々地道に活動しています。

私が気になっているのは、「高齢者にとっては対面が一番よい」ということです。コロナ禍で問題となっていますが、それ以前からある問題です。いろいろなところにマンションが建設されていますが、マンションはオートロックなので、一人暮らしの人への友愛訪問や、お困りの人に声を掛けたいと思っても入れません。運よく入れた場合でも、チャイムを鳴らすと「地域や人との接触が嫌なのでマンションに入居した」と言われたことがあります。「隣にどのような人が住んでいるか分からない」ということが孤独死につながる恐れがあります。

民生委員も地道にいろいろと活動しています。世間でよく言われている子どもの虐待は大きく扱われますが、その陰で高齢者の悲しい孤独死など、様々なことがあります。民生委員も、対面で話が聞けてはじめて前に進めることが多々あります。

民生委員イコール生活保護ではありません。今は様々な活動をしています。西田委員の自治振興委員会と協力しなければできないことが多々あります。今後とも、民生委員児童委員をよろしく願いいたします。

## ○田中委員長

高齢者の孤立や孤独については、自ら進んで「関わらないでほしい」という人を放っておいてよいかという、私もそうは思いません。森下委員もとても難しい現場で活動しておられます。その辺りも含めて、協働のまちづくりをどのようにしていけるかが課題です。ありがとうございました。

## ○山本委員

八尾市高齢クラブ連合会の山本です。私がこのメンバーでは一番高齢者ではないかと思えます。

われわれの会そのものが、一つの校区まちづくり協議会の一翼を担っていると感じております。校区まちづくり協議会にお世話になっているかと言うと、なっておらず「事業があるから集まってほしい」と集合がかかる程度です。

高齢クラブは部会制度を設けて、部会で動くようにしています。私の発信ですべてを行うものではありません。6つの部会があります。グラウンド・ゴルフをするときは保健部会、研修旅行は研修部会で、若手はゴルフやグラウンド・ゴルフ、女性部会は友愛訪問など、さまざまございます。

以前にも申し上げましたが、校区まちづくり協議会は事業があるときに集まるのですが、条例に基づいて実施されているかどうかは不安です。校区まちづくり協議会の三役だけでもよいので、出張所での条例の研修会を立案していただきたいです。そうすることに

よって、要請があればわれわれも参加できます。ただし、役員は高齢者ばかりです。私どもの校区まちづくり協議会の会長も、高齢クラブの会員です。前の校区まちづくり協議会の会長が体調を崩して最近代わったばかりですが、引き継いだ人も体調がよくないという状態で動いています。

せめて出張所で、出張所の担当者に若手も含めた研修会を行っていただけないかと思えます。八尾市から夜遅くに来てそのような会合をもつのは大変だと思うため、出張所で、土曜日などに時間を決めていただくような提案もしたいと常々思っています。

#### ○田中委員長

非常に具体的な提案です。西田委員が言われたことに通ずると思いますが、「そもそも校区まちづくり協議会とは何か」を含めて、この条例の提言書のようなものを使いながら、出張所で担当者と一緒に学習する研修会が必要ということです。この辺りは実務ベースでぜひ考えていくべきことだと思います。ありがとうございました。

#### ○渡邊委員

八尾市障害者団体連合会の代表として参加していますが、田中委員長が福祉大学の方で私はほっとしています。障がい者は市民全体の人数に比べるととても少ないので、どうしても忘れられがちになります。八尾市の市民すべてに、「障がい者も市民と一緒に、共に生きて当たり前」という考えをもっていただきたいです。それが私の願いです。「一緒に生きて当たり前」、「毎日一緒に暮らして当たり前」というところから、市民の優しい手が差し伸べられます。

条例の前文はとてもよいです。「市民が住みつづけたと思うまちの実現をめざし」というのが、とてもよいと思いました。障がい者がどのように暮らしているかを市民に分かっていただくために、市民に、この条例を読んで心に留めていただきたいと思えます。

先日、車いすの方と一緒に、私が後ろから車いすを押して、神戸の元町商店街に行きました。ものすごい人で大丈夫かなと思いながら歩いたのですが、「八尾市と違うな」と思うことがありました。車いすを見つけると、何も言わなくても、道をあけてくれました。とても歩きやすいなと思っていると、若い女性が、「車いすを押すのが辛そうなので、押すのを交代しましょうか」と声を掛けて代わってくれました。とても驚きました。八尾市の人は歩くスピードが速いですが、神戸では人々の歩調がゆっくりなので、「ゆっくり歩きなさい」という条例を作っているのだなと思ったぐらいです。八尾と神戸は違うと思いました。

この前文に書いてあるように、「市民が住みつづけたと思うまち」ということが大事だと思います。客観的に見て、八尾は河内平野で生駒山、信貴山があり、昔からとても素晴らしいところです。都会に行こうと思うと、すぐに行けます。こんなによいところはありません。市民、障がい者、子ども、すべての人が住みやすいまちをつくることを目的に

していただきたいです。そのために、この条例を活かさなければなりません。

「井の中の蛙、大海を知らず」ではないですが、私は神戸に行ってはじめて分かったので、行政の人などが神戸など他を見学することが大事だと思いました。神戸に住んでいる人は、それが当たり前という風にゆっくり歩いていて、車いすが近づくと、道を空けてくれました。一瞬、神戸市に住みたいと思ったくらいでした。

#### ○田中委員長

他と比較して、足元が分かるということがあります。「市民が住みつづけたいと思うまち」にするために、この条例が活かされるべきです。繰り返しますが、条例は目的やゴールではありません。条例を道具として、手段として共生のまちづくりをしていきたいというのが、皆様の想いだと思います。ありがとうございました。

#### ○新迫委員

今回の参加を通して、若い人への継承や、参加してくれないという悩みを多くいただきましたが、実際に過去から意欲的に参加しておられる人たちからのお話が聞けたことは、よい機会だったと思います。

第12条の「取り組み状況」に、延べ454件のパブリックコメント意見提出があったとあるように、一部には参加に意欲的な市民もおられます。先ほどの渡邊委員のお話とは別になってしまいますが、このような形で参画してもらえるシステムを、他市のまねではなく独自で作ることができるよう、フェーズを一段階進めて、今回の条文を通して作っていただけたら、今回参加した甲斐があったのではと思います。

#### ○田中委員長

今回、新迫委員と小林委員がいなければ、世代が偏った会議になってしまいました。委員長、副委員長として感謝しています。

先ほど村尾委員も言われたように、若い人や青少年の意見を入れていくことが、これから大事になります。引き続き、八尾のまちづくりに共に頑張っていただければと思います。ありがとうございました。

#### ○小林委員

八尾市市民活動支援ネットワークセンターから参加しています。3回にわたって、貴重なお時間をいただきました。様々なご意見や想い、課題などを聞かせていただき、勉強になりました。

まず、条文の中で訂正すべき箇所を見つけたので、お伝えします。第6条の「評価と提言」の下から2行目の、「つどい」の正式名称が、ここだけ「八尾市」が抜けているので、他の箇所と同様、「八尾市市民活動支援ネットワークセンター」にさせていただくよ

うお願いします。

感想としては、お聞きした皆様の課題や思いなどを、「つどい」として、その役割であるきっかけづくり、つながりづくりを意識しながら、それぞれ団体だけで解決しようとするのではなく、皆で解決することが一緒にできないかと思っています。議論にも出てきましたが、大事にするところは守りながら、新しい形、新しい活動スタイルを考えて共に活動することに挑戦したいと思います。「つどい」としても、そのような形を提案したいと思います。これからもよろしくお願いします。

#### ○田中委員長

今回小林委員には、中間支援を担う団体の代表としていろいろなお話をいただきました。われわれは今回市民どうしがつながっていくことを提案していますが、放っておいてもなかなかつながりません。小林委員が言われたように、きっかけを作るための投げかけをするのが、「つどい」のような存在だと思います。「つどい」のような立ち位置がどんどん広がっていくことが、八尾のまちづくりが豊かになる証だと思います。引き続き、よろしくお願いします。

各委員に述べていただいた内容は、事務局にて22ページの「あと書き」にまとめていただき、皆様に確認いただいた後に、成案として報告書に掲載したいと思います。

最後に清水委員と私から、一言ずつ述べさせていただきます。

#### ○清水委員

3回にわたり、私もたくさん勉強させていただきました、ありがとうございました。事務局から短期で開催すると聞き、どのようになるのだろうと思っていましたが、短期であるがゆえに、前回のこともしっかり覚えている状態で、次の回に進めました。短い期間でしたが、中身の濃い話し合いができたと思います。

私は、5年前の見直しにも関わらせていただきました。その際は初めてでしたが、今回は、「どのように発展できたか、詰められたか」を気にして見ていました。前回の見直しの際にも、「若い人をどう入れるか」、「情報の共有をどうするか」、「担い手が足りない」、「人材育成が必要」などは書かれていました。これに関しては、今回もまだ、進めなくてはならない継続的な課題として残っています。

ただしその中でも、先ほど委員長も言われましたが、委員会のメンバーとして様々な方、特に若い方に入っていただいたことは、大きな一歩だと思います。

今回の条例の見直しについては、先ほどから何度も委員長からあったように、「市民どうし」ということをしっかり見据えられたことは、私としては大きな一歩だと思います。

コロナ禍を経験したからこそ、オンラインなど様々なツールを手に入れました。これをこの先どのように活かしていくかを考えていくこと、この辺りは今回の改正、見直しの大きなポイントになったと思います。

皆様からご意見があったように、「作って見直しておしまい」ではありません。これを使ってこそだと思います。使うためには、まず知ってもらうことが必要ですが、そこをどのように切り込んでいくのか、この提言にも書き込んでいただけたらと思います。きっと悩みながらになると思いますが、使ってもらえるように何とかならないかと感じています。

私は、現在、大学では住宅政策論の授業を担当しています。住生活の様々な制度などを学生に教えるのですが、学生にとって、法令もそうですが、制度というものが自分の身近なものにはなっていません。「制度があるから、皆はいろいろなことができている」と言ってもピンときていません。そのため、「使い手と作り手」ということで、「作った後に、ぐるぐる回すことが大事」と話すと、「使わなければならぬのだな」ということをなんとなく感じてくれているように思います。機会があれば、市民の方々にも、そのようなことをお伝えしたいと思います。皆様もそうだと思いますが、この先も様々な機会でそのような努力を続けていきたいと思っています。

#### ○田中委員長

私からも簡潔に述べさせていただきます。審議会は大体2時間で終わるのですが、3月から3回、各回2時間半ほどかけでご議論いただき、ご苦労をおかけしました。

それぞれの見地から、建設的で具体的なお考えをいただきました。5年間を経て前回からの見直しで、コロナ禍という大きな社会変動があった中で、これだけの報告書をまとめられたことは皆様のおかげです。

ただし、清水委員が言われたように、「条例を使ってなんぼ」だと思います。ここが、八尾のコロナ前までの限界と言いますか、そこまでしか到達できなかったところで、この条例を使いながら、どうしていくかです。条例というものは、ある程度抽象的な書き方がされているものですが、皆様からご意見があったように、実は現場はそれぞれ個別に具体的なものとして動いています。「使いながら」というのは、この条例で表明された理念や考えを具体的な場面に落とし込んで、具体的な場面の中で、さらに課題を拾い上げながら、それを条例に反映しながら、ということです。まさに山本委員や西田委員が言われたように、これを使って現場の中で学び、それをまた抽象性の高いものとして昇華していくという往復の作業を、学びの材料として行っていければと思います。

この間、校区まちづくり協議会が立ち上がって約8年ですが、それぞれの取り組みがなされてきました。私もこの間、コロナ禍でありながら校区で研修会の講師を務めさせていただき、それぞれの取り組みを垣間見ることができました。

本日ご提案があったように、校区レベルでは、無作為抽出で今まで出てきていなかった人たちとワークショップを行ったり、若い人が回答しやすいようにQRコードをつけてまちづくりのアンケートを試みたりといった校区もあります。それぞれの創意工夫の中でできていることがあります。それらが横につながりながら共有し、コロナ後の新しい八尾のまちづくりとして、いつまでも住みつづけたい、共生のまちづくり、持続可能なまちづく

りが叶えられるよう、今までの殻を破っていき、今回の条例評価を契機に、多くの人に分かち合っていけたらと思います。

その辺りのことを私の挨拶として、報告書の冒頭に掲載してまとめさせていただければと思います。

皆様、3回にわたる集中的な審議をありがとうございました。各委員におかれましては、それぞれ個別の具体的分野の活動を共に行いながら、八尾のまちづくりを支えていただければと思います。

提言に関する議事は以上となります。

本日の意見交換を踏まえ、事務局と調整の上、最終提言に取りまとめさせていただきますので、内容は私に預からせていただければと思います。このような形で進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局におかれましては、その方向でおまとめください。

## (2) その他

### ●事務局

連絡事項が2点あります。

1点目は「提言書の取りまとめについて」です。

先ほど委員長より案内いただいたとおり、本日皆様からいただいたご意見を反映し、委員長と副委員長と相談・調整の上、成案として確定したいと考えています。

2点目は、「提言書の提出について」です。

最終提言を取りまとめた後の日程となりますが、市長へ提言書を手交いただきたいと考えております。本来でしたら、委員の皆様と同席いただきたいところですが、コロナ禍という状況を踏まえ、代表で田中委員長、清水副委員長のお二方をお願いしたいと思います。

### ○田中委員長

提言書の取りまとめと市長への提出の2点について、事務局の説明通りとさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局は、その方向で進めていただきますようよろしくお願いいたします。

事務局からございますでしょうか。

### 3. 閉会

#### ●事務局

最後に事務局を代表して、政策企画部長の山原より、ご挨拶申し上げます。

#### ●山原部長

閉会に際しまして、事務局を代表して、一言ご挨拶申し上げます。田中委員長、清水副委員長をはじめとする委員の皆様方におかれましては、3回にわたって熱心にご審議いただきまして、本当にありがとうございます。

条例制定以降15年以上にわたり、参画と協働のまちづくりとして、市民と行政とが共に様々な取り組みを行って地域のまちづくりを進めてまいりました。

今回改めて、評価をいただく中で、事業者の方々や市民活動を行っている方々など、行政とだけではなく、市民どうしの協働をさらに広げていくこと、また、市民どうしの協働を広げるためにも、情報発信や市民どうしの情報交流を充実する仕組みを構築すること、さらには、誰もが参加しやすい活動の枠組みづくりを進めること、これらの八尾市の今後のまちづくりを進める上で特に重要な3項目について評価、提言内容をご検討いただきました。

後日、委員会として市長に提言いただくこととなりますが、市において、皆様方の熱心な議論の過程を含め、しっかりと提言内容を受け止めて、今後の市政に活かしてまいりたいと思います。

本日をもって評価委員会は終了となりますが、今後も皆様方におかれましては、八尾市の発展のためにご支援、ご協力を賜りたいと思います。

最後になりますが、新型コロナウイルスの感染状況がまた心配になってきています。委員の皆様が、健康にそれぞれの分野においてますますご活躍されることを祈念して、お礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

#### ○田中委員長

最後に、一言申し上げます。実は私も清水委員も八尾市の「やお地域まちづくりアドバイザー」を拝命しております。この場限りではなく、それぞれの個別具体的なまちづくりに、支援していきたいと思っています。そのような観点で、ぜひわれわれをお使いいただければと思います。どうぞご遠慮なく、何かありましたらお声掛けください。

以上をもちまして、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会を終了します。

皆様、どうもありがとうございました。

以上